

---

# 政令指定都市の公園・道路に対する 受動喫煙防止条例と仙台市の状況

宮城県結核予防会 NPO禁煙みやぎ

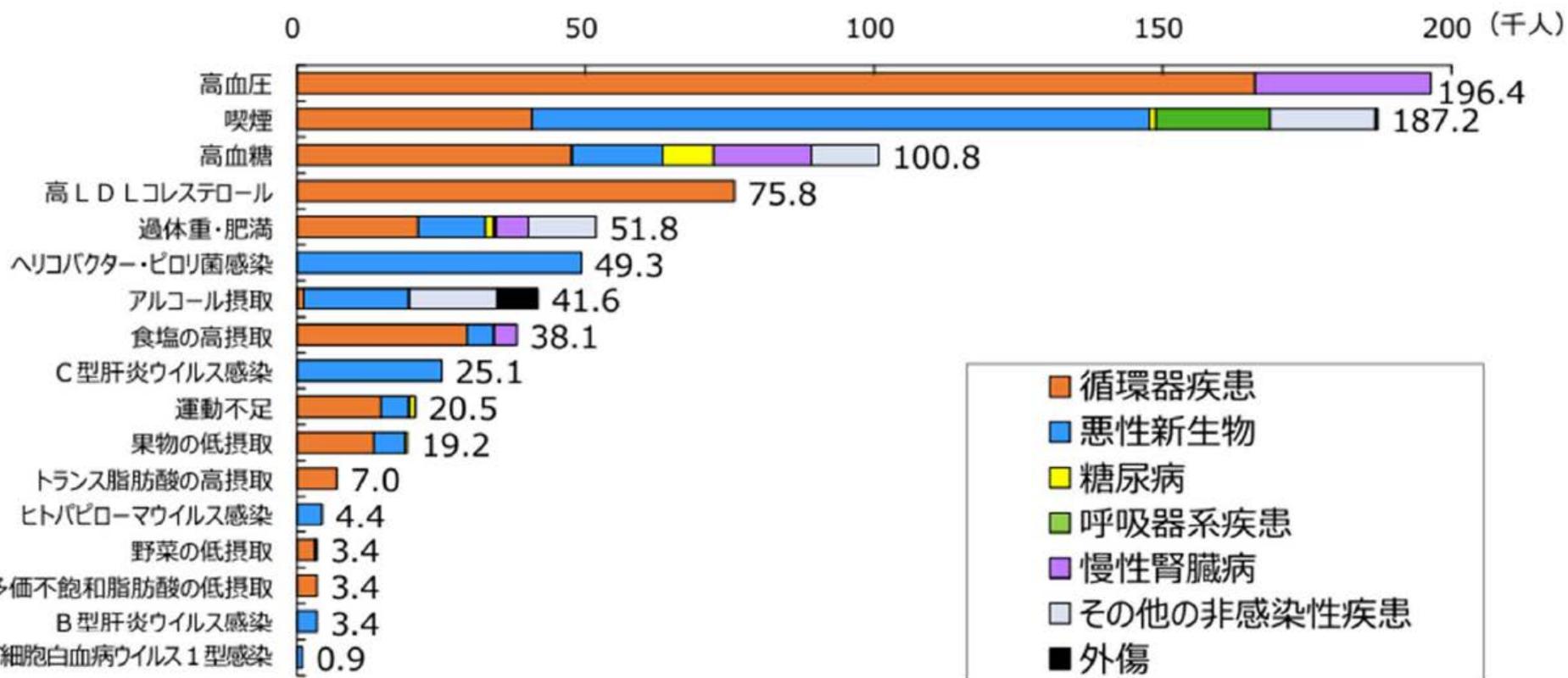
齋藤 泰紀

2025/05/31 第31回禁煙フォーラム

---

# 予防可能な危険因子別の死亡数推計 2019年

- 高血圧20万人 と 喫煙19万人が2大原因



# 受動喫煙により 年間15,000人が死亡しています

交通事故や火災の死亡者数  
と比べてみると…

交通事故2.663人

(2024年警察庁調べより)

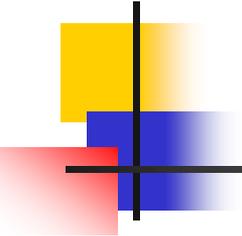
火災1.503人

(2023年総務省消防庁  
調べより)

火出火原因で最も多いのは  
たばこです



あなたは受動喫煙により死亡する人が多いと思いますか？  
少ないと思いますか？



---

喫煙の健康被害に関わる問題は最大である

受動喫煙による推定死亡数は、  
交通事故・火災等による死亡を  
はるかに上回る



# 喫煙の有害性と社会の対応

- 喫煙による有害性 約19万人/年 の死亡
- 受動喫煙による他者への有害性 約1.5万人/年 の死亡
  - 2022の死亡 交通事故で約3,500人、火災で約1,500人、自然災害・事故で約1,100人 **計6100人/年**（厚労省, 消防庁, 警察白書）
- 国の施策としても, WHOや国際的な動向に従い規制を進めてきている
  - **タバコ枠組み規制条約の批准 多角的な方法で規制を強める**
  - 有害性について国民に周知・警告し 値上げ実施 広告の規制
- 喫煙率は減少 2022年 14.8%, 男 24.8%, 女 6.2%
  - **「加熱式たばこ」の割合が増加 男性30.1%、女性34.4%**（厚労省）
- 2020年改正健康増進法により屋内の受動喫煙を規制



# 2020年における仙台での異変

- ・2020 4月 改正健康増進法(受動喫煙防止法)施行後
- 市の中心部の勾当台公園で多数の喫煙者が集合. とくに, 昼休みの時間帯には, 紫煙で周囲に霽がかかる状態
- 多くの報道で全国的に有名になった
- 仙台市はポイ捨て防止のためとして 吸殻入れを設置



# 仙台市HP市民の声 仙台市当局の考え方

- 仙台市役所の目の前で、市の顔と言うべき勾当台公園が喫煙場所というのはいかがなものか。青葉城址にも数多くの吸い殻入れがあり、禁煙となっていないことに驚いた。  
(仙台市HPより)
- 仙台市の回答(抜粋)
  - 健康増進法及び本市の受動喫煙防止対策ガイドラインでは、屋外である公園については「**受動喫煙防止のための配慮が必要**」な施設とされ、「禁煙」とまではうたわれていないことから、**喫煙そのものの制限は難しい状況**です。
  - これまで**啓発看板**を設置したり、喫煙される方へ受動喫煙防止の協力を呼び掛ける**チラシ**を配布するなど、**喫煙者のマナー啓発に取り組んでまいりましたが、残念ながら目立った効果が見られず、当課としても対応に苦慮しています。(令和5年5月)**
  - **あまりにも消極的・他人事・受動喫煙の健康問題軽視**



## 喫煙者は「配慮」を求めても 減らなかった

- 喫煙者も、子供や家族の健康を考え、自宅では吸わないという人も多いのですが・・・
- 喫煙行動はニコチンに対する依存が大きく関係しているため、喫煙者の倫理観に訴えても、効果的に行動変容をえることは難しいと考えられます
- 喫煙者でもやめたいと考えている人は、約20% いますがやめられていないのが現状です



# 勾当台公園の再整備工事2024年10月から 公園内 みどりの道 に喫煙所

- これまで平日の正午からの1時間で、平均約500人が喫煙のため広場を利用していた(仙台市)
- 再整備工事が終わる 31年3月まで 広場にある **タバコの吸い殻入れは、移設する**
  - 道路を挟んで東隣の仙台合同庁舎B棟の脇
  - 紫煙の拡散を防ぐため、周辺に囲いを設置する計画

**吸殻入れの移動と  
フェンスの設置で、  
問題は解決するのでしょうか？**



# 勾当台公園の新たな喫煙可能区域

2024/11月 の昼休み



# みどりの道のフェンス



# 分煙では受動喫煙を防げない



タバコ煙はドアを閉めていても換気が施されていても、喫煙場所から拡散する

分離または換気した喫煙場所を作っても、非喫煙者は保護されない



受動喫煙に安全量というものはなく、タバコ煙はうすまっても危険である

“ 100%完全禁煙の環境だけが、受動喫煙の防止に有効である ”

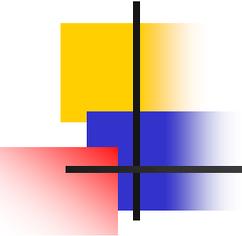


特定非営利活動法人

日本肺癌学会

THE JAPAN LUNG CANCER SOCIETY

World Health Organization (WHO) . 10 facts on second-hand smoke.  
[http://www.who.int/features/factfiles/tobacco/tobacco\\_facts/en/index.html](http://www.who.int/features/factfiles/tobacco/tobacco_facts/en/index.html)



## 受動喫煙に対する世論の動向は？

- 国民健康栄養調査 厚生労働省 2023年実施
  - 受動喫煙の機会は、
  - 路上が最多で25.5%，次いで職場17.0%
  - 子供が利用する屋外空間 8.0%
  - 飲食店は減少して16.0%，

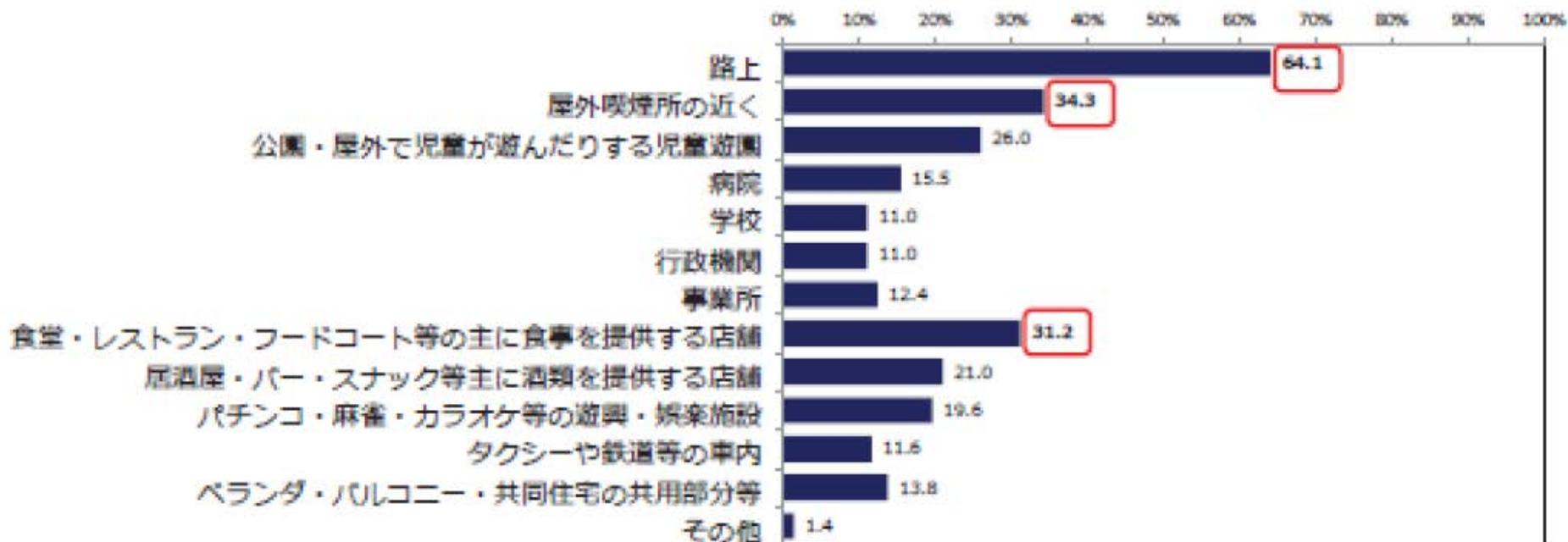


# 受動喫煙対策についての世論調査

2023 国立がん研究センター

## 受動喫煙で不快な思いをした場所

あなたが受動喫煙で不快な思いをした場所をすべてお答えください。



- 「路上」が最多の64.1% , 「屋外喫煙所の近く」 34.3%
- 「食堂・レストラン・フードコート等の主に食事を提供する店舗」 31.2%



# 受動喫煙対策についての世論調査

2023 国立がん研究センター

## 受動喫煙対策を今後どの程度進めるべきか

【20歳以上全員】あなたは、公共空間での受動喫煙対策について、今後どの程度の対策を進めるべきと考えていますか。この中から1つだけお答えください。

(お答えは1つ)

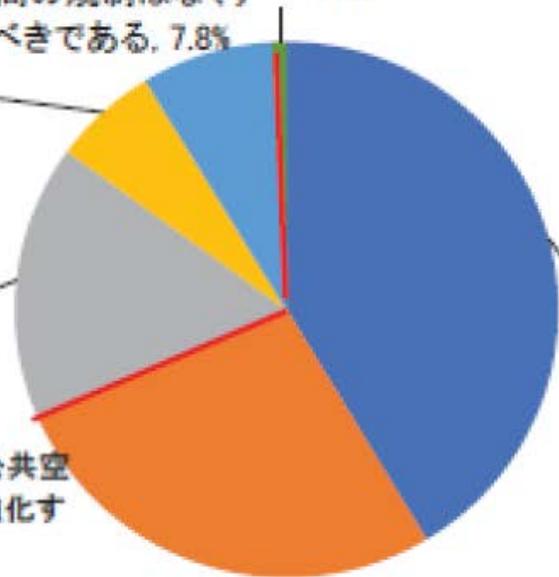
喫煙者の気配りや配慮にゆだね、公共空間の喫煙に対する規制は緩めるべきである、6.3%

現状の規制が適切であり、続けるべきである、16.6%

受動喫煙を減らすように、公共空間の喫煙に対する規制を強化すべきである、27.0%

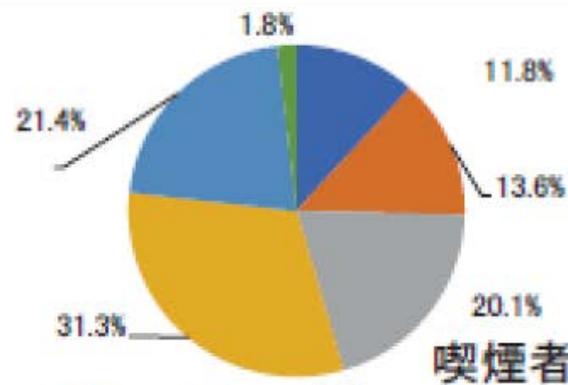
喫煙はあくまで個人の自由であり、公共空間の規制はなくすべきである、7.8%

その他、0.8%

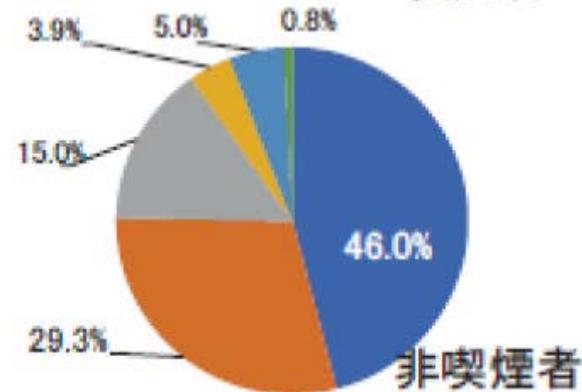


全面禁止／規制強化が、合わせて6割以上

受動喫煙のない社会をめざし、公共空間での喫煙を一律に禁止すべきである、41.4%



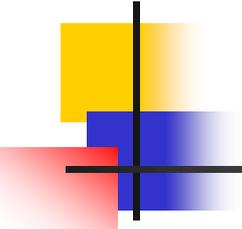
喫煙者



非喫煙者

非喫煙者は、一律禁止を求める割合が46%、規制強化29%と、相当に高い  
喫煙者では意見が割れている。禁止/規制強化を求める割合が3割近くと、相当の割合がある





# 受動喫煙対策が必要とされる場所

---

- 信頼できる調査によれば
- 屋内では減少し
- 屋外の公共スペース（道路・公園等）  
になった
- 屋外喫煙所の近くも不快な場所として  
問題になっている



## 中間的まとめ 勾当台公園問題の解決は？

- 平日昼休みに500名以上の喫煙者　すでに3年以上経過
- 法的には屋外の道路や公園は「受動喫煙防止のための配慮が必要」とされても、「禁煙」とまではうたわれていないから、喫煙そのものの制限は難しい(仙台市当局)
- 啓発看板を設置したり、喫煙者に「配慮」を呼び掛けるチラシを配布したが、めだった効果なし(仙台市当局)
- 喫煙者の「配慮がえられず」
- 世論調査の動向を見るなら  
受動喫煙を公共空間で制限するための法(条例)が検討・策定されて当然



# 仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例

平成二七年六月二六日 仙台市条例第六四号

- 第一条 この条例は、**たばこの火の危険性に鑑み**、歩行喫煙等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって生活環境の向上に資することを目的とする。
- 定義
- 一 歩行喫煙等 次のいずれかに該当するものをいう。
  - イ 道路等において**歩行中(自転車等による走行中を含む。)**に喫煙し、又は**火のついたたばこを所持する行為**(以下「歩行喫煙」という。)
  - ロ イに掲げるもののほか、道路等において喫煙し、又は火のついたたばこを所持する行為のうち、周囲の状況によって、たばこの火により、他人の身体又は財産に被害を与えるおそれのある行為



# 条例の内容は何を目指しているか？

- 道路等(公園を含む)における
  - 「タバコの火」の危険を問題にしており
  - 「タバコの火」によりの他の人の「身体または財産」に被害を与えることを防ぐことが目的
  - 趣旨はよく理解でき 条例の構成もまとまっている
- 
- 制定が平成27年と改正健康増進法施行の前であり
  - タバコの煙(副流煙, 主流煙)の危険性は言及されず
  - 受動喫煙が周囲の人々に危険であるとの視点がない
  - 結果として, 受動喫煙を制限することができない内容



# 屋外における受動喫煙対策の全国的状況

一般財団法人 地方自治研究機構 2024/7/4

- 路上喫煙を禁止する条例(以下の定義)について調査
  - 道路上または公共の場等において、
  - 歩きながら、自転車等に乗りながら、
  - または、立ち止まって、たばこを吸い、
  - または、火のついたたばこを所持する、
  - 以上を禁止する条例
- 政令指定都市20市すべてに 条例が制定されている
- ただし、仙台市、浜松市の2市においては罰則(過料)がない
  - 18市では、過料 1000円から50000円以下
- **仙台市には路上喫煙を防止する条例がある???**



## 全国20の政令指定都市(令和2年国勢調査)

	都市名	人口 (万人)		都市名	人口 (万人)
1	横浜市	377.7	11	仙台市	<b>109.7</b>
2	大阪市	275.2	12	千葉市	97.5
3	名古屋市	233.2	13	北九州市	93.9
4	札幌市	197.3	14	堺市	82.6
5	福岡市	161.2	15	浜松市	79.1
6	川崎市	153.8	16	新潟市	78.9
7	神戸市	152.5	17	熊本市	73.9
8	京都市	146.4	18	相模原市	72.5
9	さいたま市	132.4	19	岡山市	72.5
10	広島市	120.1	20	静岡市	69.3



# 政令指定都市における喫煙に関する条例 の名称と路上喫煙禁止状況

都市名	条例の名称	路上 禁煙	都市名	条例の名称	路上 禁煙
横浜市	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	○	仙台市	仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例	×
大阪市	大阪市路上喫煙の防止に関する条例	○	千葉市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	○
名古屋市	安心・安全・快適条例	○	北九州市	北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例	○
札幌市	札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(ポイ捨て等防止条例)	○	堺市	堺市路上喫煙等マナー向上に関する要綱	○
福岡市	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例	○	浜松市	浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例	○
川崎市	川崎市路上喫煙の防止に関する条例	○	新潟市	ポイ捨て路上喫煙防止条例	○
神戸市	受動喫煙の防止等に関する条例 神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例	○	熊本市	路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例	○
京都市	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例	○	相模原市	相模原市健康づくり推進条例	○
さいたま市	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	○	岡山市	美しいまちづくり、快適なまちづくり条例	○



# 政令指定都市における公園の禁煙状況

都市名	路上禁煙	公園の禁煙	特別区域の設	罰則科料	都市名	路上禁煙	公園の禁煙	特別区域の設	罰則科料
横浜市	○	◎すべての公園	○	○	仙台市	×	×	○	×
大阪市	○	◎すべての公園	○	○すべて対象	千葉市	○	○	○	○
名古屋市	○	△公園の喫煙所 以外は禁煙	○	○	北九州市	○	○	○	○
札幌市	○	○	○	○	堺市	○	○	○	○
福岡市	○	×公園は対象外*	○	○	浜松市	○	△立ち止まって 喫煙は禁止**	○	×市長の 命令
川崎市	○	◎すべての公園	○	○	新潟市	○	×制限区域に公園 は含まれず	○	○
神戸市	○	○	○	○	熊本市	○	○	○	○
京都市	○	○	○	○	相模原市	○	◎すべての公園	○	○
さいたま市	○	○	○	○	岡山市	○	○	○	○
広島市	○	○	○	○	静岡市	○	○控える義務	○	○

\*動植物園・うみづり公園は禁煙

\*\*携帯容器持参なら可



# 加熱式タバコ規制の言及の有無

都市名		加熱式規制の言及の有無	都市名		加熱式規制の言及の有無
横浜市	◎	同等の規制	仙台市	×	規制の言及なし
大阪市	◎	同等の規制で過料もある	千葉市	×	規制の言及なし
名古屋市	×	規制の言及なし	北九州市	×	規制の対象外
札幌市	○	規制の言及あり 過料なし	堺市	△	喫煙所を指定するも過料対象外
福岡市	×	規制の言及なし	浜松市	×	規制の言及なし
川崎市	◎	同等の規制	新潟市	×	言及あるが禁止なし過料なし
神戸市	○	規制あるが過料の対象外	熊本市	○	規制の言及あるも過料はなし
京都市	△	喫煙所を指定するも規制の言及なし	相模原市	◎	同等の規制
さいたま市	◎	同等の規制	岡山市	○	規制の言及あるも過料なし
広島市	◎	同等の規制	静岡市	△	規制の対象外 紙巻たばこの喫煙を誘発するので控えるよう



## 20の政令指定都市における禁煙条例

- 条例名 多くは 路上喫煙防止 歩行喫煙 は仙台市のみ
- 路上での禁煙 仙台市のみが 規定なし
- 公園での禁煙 全面禁煙4都市 原則禁煙11都市  
不十分な禁煙2都市 規制なし3都市(仙台市)
- 加熱式タバコの禁止 同等の規制6都市 過料なし規制4都市  
曖昧な規制3都市 規制なし7都市(仙台市)



## あらためて仙台市の歩行喫煙防止条例を考える

- 医学的に危険性が確定している受動喫煙に対して言及していないため、500名の喫煙者がいても規制できない
- 他に有効な方策もなかった
- 日本中が注目している、「勾当台公園問題」を未だ解決できない
- 結果として、仙台市は、全国の政令指定都市のなかでも、公共空間における受動喫煙にはもっとも遅れた対応となった
  
- 条例改正が、当面の方策としては、もっとも妥当ではないか？



# 具体的な改正点 1 簡単な字句の修正

- ~~歩行路上喫煙~~や受動喫煙の問題の解消を実現するためには、わたしたち一人一人が路上歩行喫煙の危険性を改めて認識するとともに、市、市民等及び事業者が連携して、路上歩行喫煙の防止の徹底に努めなければならない。

## ■ 歩行喫煙⇒路上喫煙

立ち止まっただけの喫煙も含めるのみでもよい

- イ 道路等において歩行中喫煙(加熱式タバコを含む。自転車等による走行中を含む。)、又は火のついたタバコを所持する行為(以下「歩行路上喫煙」という。)
- ロ イに掲げるもののほか、道路等において喫煙し、又は火のついたタバコを所持する行為のうち、周囲の状況によって、タバコの副流煙・主流煙・やたばこタバコの火により、他人の身体又は財産に被害を与えるおそれのある行為
- 受動喫煙の危険性も対象にする 当然加熱式タバコも



## 具体的な改正点 2 ポイ捨てと過料の追加

- 3 市民等は、第一条の目的を達成するため、路上等でタバコのポイ捨てをしてはならない。
- 条例でタバコのポイ捨ても対象とする
- 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係団体(医療系関係団体や医学的有識者を含む)の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとする。
- 健康や環境の問題に医学的視点は不可欠
- 第十条 この条例において禁止した事項に違反した場合は、以下の罰則を適用する  
2 過料2000円
- 実効性のために過料を課すことは、全国的には常識
- 僅かな改正で、実効性の高いよい条例にすることができる



# 「喫煙権」は認められるか？

- 喫煙の自由は、最高裁昭和 45 年 9 月 16 日判決で
- 「喫煙の自由は、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない」と判示されています。
- 現在ではタバコの依存性・有害性が明らかとなっており、WHO の国際疾病分類の中でも、習慣的な喫煙行為はニコチン依存症であると位置付けられている
- 医学的には喫煙は「権利」ではなく、「依存物質の摂取行動」とであると認識されている



# 喫煙の自由はあるか？

- 喫煙は自分の体だけではなく、受動喫煙により他人の体まで害することが科学的に明らかで、「公共の福祉」に反している
- 憲法 12 条には、公共の福祉に反する「自由や権利の濫用」は認められないことを定めている
- 憲法 13 条には「国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、…」と規定されている
- 他人への受動喫煙を伴う場合には、喫煙の自由は制限されることになる



# 自宅ベランダで喫煙して他の住民に健康被害を及ぼした場合は損害賠償責任が生じるか

- 継続的な喫煙が、不法行為による損害賠償責任を生じさせる場合がある
- マンションの規約に禁止規定がなくても不法行為となりうる
- 名古屋地裁判決 平成24年12月13日



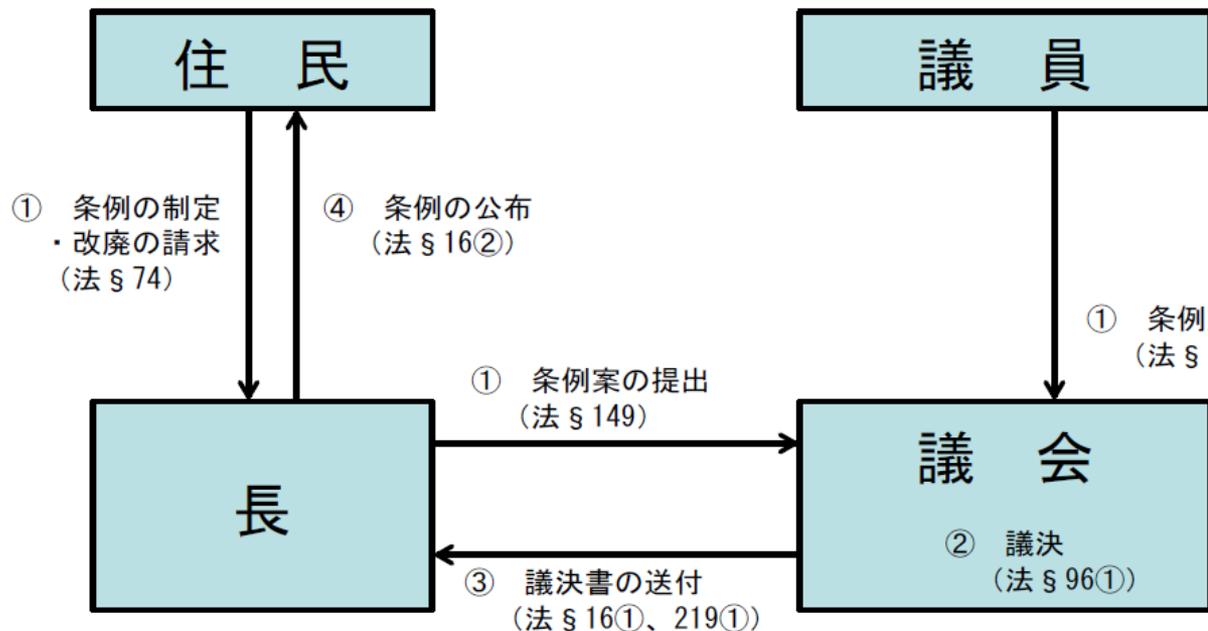
# 喫煙者の禁煙治療費助成を行う 県庁所在都市（終了している場合もある）

- 札幌市，盛岡市，
- 千葉市，東京都14区
- 金沢市，静岡市，
- 名古屋市，大阪市
  
- 他にも多数の市町村が取り組んでいる
  
- 2024/12/1 時点日本禁煙学会HP



# 条例の制定手続

総務省HPより



- 議員は、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。
- 議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。
- 議案の提出は、文書をもってしなければならない。

① 条例案の提出  
(法 § 112)

① 条例案の提出  
(法 § 149)

議 会

② 議決  
(法 § 96①)

③ 議決書の送付  
(法 § 16①、219①)

長

住 民

① 条例の制定  
・改廃の請求  
(法 § 74)

④ 条例の公布  
(法 § 16②)

## 【議決すべき事件】

条例の制定・改廃、予算の議決、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結、一定以上の不動産等の買入れ・売払いの契約の締結、権利の放棄等（§ 96①）

※ このほか、条例で地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）について議会の議決事項を定めることが可能



# 条例の制定・改廃についての 住民からの提案方法

- 直接請求権 有権者の 1/50 以上の署名
- 地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。
- 地方公共団体の長は議会に議決すべき案を意見をつけ提出する
  - 地方自治法74条
- 住民から議会に
- 請願は1名でも提出可能 議長宛て
  - 賛同する議員1名以上の署名必要⇒議会で採択・不採択を決める
  - 地方自治法124条
- 陳情も1名でも提出可能 議長宛て
  - 賛同する議員はなくてもよい



# 議会が可能な対応 大きくみて3通り

- 請願の趣旨が妥当と認めた場合は、請願は議会の意思として、
- ①議決で採択することができる(条例の改正ができないとの明記なし)
- 請願が採択された場合、その請願は議会の意思として、市長やその他の関係機関に送付される。また、特に必要な場合には、議会の議決により、市長等に行政の処理の経過や結果の報告を求めることもできる
- 少なくとも
- ②仙台市に対して改正(の検討)を指示することができる
- 一方で、議会の意思として
- 住民からの請願の有無にかかわらず
- ③改正が必要と考える議員による条例改廃等の議案の提出は議員の1/12の賛成により行うことができる(仙台市は $55/12=5$ 名)
  - 地方自治法112条



## 結論

- 勾当台公園の受動喫煙問題は、対応が必要であるにも関わらず、年余にわたり解決されていない
- 「配慮」やモラルに期待しても解決困難であることは、勾当台公園や全国の政令指定都市をみてもあきらか
- 条例と過料による対応が現時点では常識となっている
- 「**仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例**」の趣旨をこれまでどおり尊重し、受動喫煙も視野に含めて一部改正あるいは**新たに制定すれば解決できる**
- 良識ある仙台市議会なら迅速・的確に改正できると信じる
- そのためには、世論・マスコミへの働きかけ、医療系関係諸団体・学識経験者の協力、仙台市当局に対する強い働きかけが重要





ご清聴ありがとうございました

